

北広島市介護支援ボランティア事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域の社会参加活動に貢献することを奨励及び支援する介護支援ボランティア事業(以下「介護支援ボランティア事業」という。)を行うことにより、高齢者自らの介護予防を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「介護支援ボランティア活動」とは、第5条第1項に規定する受入機関において、介護支援に係るボランティアその他の活動を行うことをいう。

（対象者）

第3条 介護支援ボランティア事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住する法第9条第1号に規定する第1号被保険者とする。ただし、次に掲げる者は、対象者としない。

- (1) 法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者
- (2) その他対象者とすることが適当でないと市長が認める者

（介護支援ボランティアの登録）

第4条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア事業登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出し、介護支援ボランティア活動を行う旨の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、登録を認めたときは介護支援ボランティア登録台帳(別記第2号様式)に登録するとともに、同項の規定による申請をした者に対し、当該登録を証する手帳(以下「手帳」という。)を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める有効期間とする。

- (1) 初めて登録を行った日が1月1日からその日の属する年の9月30日までの間にある場合 当該登録の日からその日の属する年の9月30日まで
- (2) 初めて登録を行った日が10月1日からその日の属する年の12月31日までの間にある場合 当該登録の日から翌年9月30日まで

4 登録の更新については、当該登録をした者から介護支援ボランティア活動を退く旨の申出がない限り自動更新するものとする。

5 第1項の規定により登録をした者(以下「登録者」という。)が介護支援ボランティア活動を退くときは、手帳を速やかに市長に返還しなければならない。

6 市長は、登録者が市又は第5条第1項に規定する受入機関の指導に従わないときは、手帳の返還を求めることができる。

7 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) その他登録を取り消すべき理由があると市長が認めるとき。

(受入機関の指定等)

第5条 登録者を受入れする施設その他の機関(以下「受入機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長が指定するものとする。

(1) 市内の法の適用を受ける施設及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設

(2) 市内の法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(3) その他市長が必要と認める機関

2 受入機関が前項の指定を受けようとするときは、介護支援ボランティア事業受入機関指定申請書(別記第3号様式)により市長に申請するものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、受入機関として指定し、又は申請を却下するものとする。

4 市長は、前項の規定により指定し、又は申請を却下するときは、介護支援ボランティア事業受入機関指定・却下決定通知書(別記第4号様式)により第2項の申請をした者に対し通知するものとする。

(受入機関の指定の辞退)

第6条 受入機関が前条第1項の指定を辞退しようとするときは、介護支援ボランティア事業受入機関指定辞退届(別記第5号様式)を提出するものとする。

(受入機関の指定の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により指定した受入機関が、不正な行為を行ったと認めるときその他市長が取り消すべき理由があると認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により受入機関の指定を取り消したときは、介護支援ボランティア事業受入機関指定取消決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(ボランティア活動実績の承認)

第8条 受入機関は、登録者が当該受入機関において介護支援ボランティア活動を終えたときは、登録者の手帳に当該介護支援ボランティア活動の実績の時間に応じた承認のスタンプ(以下「スタンプ」という。)を押印するものとする。

2 スタンプは、登録者の介護支援ボランティア活動の実績の時間に応じて、おおむね1時間当たり1個を付与するものとする。ただし、同一の受入機関において2時間以上行い、又は2か所以上の受入機関において行う当該介護支援ボランティア活動については、1日につき2個の付与を限度とする。

3 登録者が手帳を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとする。この場合において、登録者の介護支援ボランティア活動が確認できるものに限り、新たな手帳の交付に併せてスタンプ及び第10条第1項に規定する評価ポイントを付与することができる。

4 受入機関は、登録者が介護支援ボランティア活動を行った記録を、介護支援ボランティア活動記録簿(別記第7号様式)により、毎年10月31日までに市長に報告するものとする。

(受入機関による事故の報告)

第9条 受入機関は、登録者の介護支援ボランティア活動中に事故があった場合は、速やかに介護支援ボランティア事業事故報告書(別記第8号様式)により市長に報告しなければならない。

(評価ポイント)

第10条 市長は、介護支援ボランティア活動を行った者に対し、当該介護支援ボランティア活動の実績に基づく評価を評価ポイント(以下「評価ポイント」という。)として付与するものとする。

2 評価ポイントは、スタンプ1回の押印につき、1ポイントを付与するものとする。

3 評価ポイントを付与する期間は毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

4 介護支援ボランティア活動の実績及び評価ポイントは、第三者に譲渡することはできない。

(奨励金等の交付)

第11条 介護支援ボランティア活動を行った者は、評価ポイントに応じた奨励金又は現物(以下「奨励金等」という。)の交付を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を受けることができない。

(1) 介護保険料に未納又は滞納があるとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によりスタンプ又は評価ポイントを取得したとき。

(3) その他市長が交付することが適当でないとき。

2 奨励金等の交付は、評価ポイント1ポイントにつき100円又は相当する額の現物との交換により行うものとする。ただし、年間において評価ポイントと交換できる奨励金の額又は現物の相当する額は、1,000円以上とし、5,000円を上限とする。

(奨励金等の交付申請等)

第12条 介護支援ボランティア活動を行った者が、奨励金等の交付を受けようとするときは、評価ポイントを付与する期間が満了する月の翌月1日から11月30日までに、介護支援ボランティア事業ポイント奨励金等申請書(別記第9号様式)に手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し奨励金等の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により奨励金等の交付を決定したときは、介護支援ボランティア事業評価ポイント交換奨励金等交付決定・却下通知書(別記第10号様式)によ

り通知するとともに、奨励金等を交付する。

- 4 市長は、第2項の規定による申請の内容を審査し、奨励金等の交付をしないことを決定したときは、その理由を付して当該申請をした者に対し介護支援ボランティア事業ポイント交換奨励金等交付決定・却下通知書により通知するものとする。
(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか介護支援ボランティア事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。